

(1) 女性職員(契約職員を含む)が妊娠中に利用できる制度

R7.4.1～

<休暇関係> ☆…ガールーンに様式が掲載されているもの

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
危険有害業務の 就業制限	妊娠、出産、哺育等に有害な業務への就業制限 ※該当する業務は別紙参照	妊娠中	特になし	職員グループ	就49条 * 契55条
休憩時間の短縮 (契約職員を除く)	通勤に特段の事情がある場合、休憩時間を45分間に短縮し、終業時刻を15分早めることができる。	妊娠中	・ 休憩時間に関する申出書☆ 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	勤4条2項
時間外勤務の 就業制限	超過勤務を命じないことを請求することができる	妊娠中	・ 超過勤務制限請求書☆ 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	勤11条3項 契34条2項
深夜勤務の 就業制限	深夜勤務の制限を請求することができる	妊娠中	・ 深夜勤務制限請求書☆ 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	勤12条2項 契(労基66条3項)
妊娠検診・ 保健指導等	勤務時間内に母子保健法に規定する保健指導又は健康診査及びその指導を守るために職務専念義務の免除を請求することができる	妊娠中	特になし ※証明書類の提出を求められる場合があります。 提出先:勤務時間管理員	職員グループ	就50条 契56条 就35条1項四号 契27条1項三号
母体保護・ 業務の軽減	業務の軽減、休息又は補食するために必要な時間勤務しないことを請求することができる	妊娠中	・ 母性健康管理指導事項連絡カード 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	就51条2項 契57条2項 就35条1項四号 契27条1項三号
通勤時の 母体保護	勤務の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ勤務しないことを請求することができる	妊娠中 (通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎・胎児の健康保持に影響があると認めるとき)	・ 母性健康管理指導事項連絡カード 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	就51条3項 契57条3項

○女性職員(契約職員含む)が出産時に利用できる制度

<休暇関係>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
産前休暇 (特別休暇・有給)	出産予定日の8週間前から取ることができる休暇(多胎妊娠の場合は14週)	出産日までの申し出た期間	勤怠管理システムより特別休暇の申請	各部局勤務時間管理員	勤21条1項六号
産後休暇 (特別休暇・有給)	出産日の翌日から8週間を越えない範囲に取ることができる休暇	出産後8週間 (医師に支障がないと認められた産後6週間を経過した職員が申し出た場合を除く)	勤怠管理システムより特別休暇の申請	各部局勤務時間管理員	勤21条1項七号

<助成金関係>

通称	制度の概要	提出書類	提出先・担当
出産費	共済組合の組合員が出産した場合、50万円(産科医療補償制度加入機関での出産)又は48.8万円を支給。 直接支払制度を利用する場合、50万円までは、自己負担無し。 50万円未満の場合は、差額を共済へ請求できる。	本人が病院へ全額支払った場合又は、差額の請求をする場合 ・ 出産費請求書☆ ・ 領収書コピー ・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のパージ)	給与・共済 グループ (共済)

☆担当部署連絡先☆

人事課人事グループ:6011

人事課職員グループ:6013/6016

人事課給与・共済グループ(給与):6012

人事課給与・共済グループ(共済):6034

<その他子供が生まれた際の諸手続(扶養関係)>

通称	提出書類	提出先・担当
共済の扶養に入れる場合	・被扶養者申告書☆ ・扶養の申立書☆ ・配偶者の直近1年分の収入の分かる書類 ・住民票(続柄・個人番号を省略しないもの)	給与・共済グループ (共済)
扶養手当の申請 (常勤職員のみ)	・扶養親族届☆	給与・共済グループ (給与)
税法上の扶養に入れる場合	・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	給与・共済グループ (給与)

参考

児童手当については市役所・役場にてご本人が直接、手続することとなります。

詳しくはお住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

○女性職員（契約職員含む）が出産後に利用できる制度

<休暇関係>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
危険有害業務の就業制限	妊娠、出産、哺育等に有害な業務への就業制限	出産後1年	特になし	職員グループ	就49条 契55条
健康診査・保健指導等	勤務時間内に母子保健法に規定する保健指導又は健康診査及びその指導を守るために職務専念義務の免除を請求することができる	出産後1年	・ 母性健康管理指導事項連絡カード 提出先：各部局勤務時間管理員	職員グループ	就50条 契56条 就35条1項四号 契27条1項三号
業務の軽減	業務の軽減を請求することができる	出産後1年	・ 母性健康管理指導事項連絡カード 提出先：各部局勤務時間管理員	職員グループ	就35条1項四号 契27条1項三号
保育時間 （特別休暇・有給）	授乳、託児所への送迎等のために与えられる休暇	子が生後1年6月に達するまで1日2回それぞれ1時間以内	勤怠管理システムより特別休暇を申請	職員グループ	勤21条1項八号
時間外勤務の就業制限	出産後1年または小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため超過勤務を命じないことを請求することができる	子の小学校就学前まで	・ 超過勤務制限請求書☆ 提出先：各部局勤務時間管理員	職員グループ	勤11条3項 契34条2項
育児時間 （無給）	子の養育のために勤務時間の始め又は終わりにおいて30分単位、又は一の年度において10日の範囲内は1日の上限時間数なく30分単位で育児をするための時間を取得することができる	子の小学校就学前まで 1日につき2時間を超えない範囲 （保育時間と併用する場合は2時間から保育時間を差し引いた時間） 又は10日の範囲内は1日の上限時間数なし	・ 育児時間等申出書☆ （育児時間開始予定日の1ヶ月前まで） 提出先：各部局勤務時間管理員	職員グループ	育16条一号 契47条
始業又は終業時間の繰り上げ・繰り下げ	子の養育のために、1日の勤務時間を変更せず、1日につき1時間の範囲内で始業又は終業時刻を繰り上げ・繰り下げることができる	子の小学校就学前まで	・ 育児時間等申出書☆ （開始予定日の1ヶ月前まで） 提出先：各部局勤務時間管理員	職員グループ	育16条二号

<休暇関係つづき>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
早出遅出勤務 (契約職員を除く)	職員が育児を行うために勤務時間の割振りに より下記のいずれかの時刻で勤務することがで きる ① 午前7時30分～午後4時15分 ② 午前9時30分～午後6時15分	子の小学校就学前まで	・ 早出遅出勤務請求書☆ 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	勤6条
子の看護等休暇 (特別休暇・有給)	子の看護等(予防接種・健康診断・感染症 に伴う学級閉鎖等・学校行事への参加等を 含む)のために取得できる休暇	養育する子が15歳に達する日以後の 最初の3月31日まで一年度において 5日間(子が小学校就学前もしくは2 人以上の場合は10日間)	勤怠管理システムより特別休暇を申請	職員グループ	勤21条1項十一号
休憩時間の短縮 (契約職員を除く)	子の養育のため、休憩時間を45分間に短縮 し、終業時刻を15分早めることができる。	子の中学校就学前まで	・ 休憩時間に関する申出書☆ 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	勤4条2項
超過勤務の制限	子の養育のため、1月に24時間、1年に15 0時間を超えて超過勤務を命じないよう請求 することができる	子の中学校就学前まで	・ 超過勤務制限請求書☆ 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	勤11条2項 契34条3項
深夜勤務の制限	出産後1年を経過しない若しくは子の養育の ため、深夜勤務をしないことを請求すること ができる	子の中学校就学前まで	・ 深夜勤務制限請求書☆ 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	勤12条2項

<手当金関係>

通称	制度の概要・期間等	期間・条件等	提出書類・提出先	提出先・担当
育児時短就業給付金	2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たすと支給される給付金	①2歳未満の子を養育するために、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業していること ②育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間の間に1月に11日以上働いた月が12ヶ月以上あること	・ 育児時短就業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書 ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書 ・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ) ・ 振込先口座の通帳の写し	人事グループ (公共職業安定所)

<育児休業関係>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
育児休業 (無給) ※月途中の開始・ 復帰は日割	子の育児のために取得できる休業	子が3歳に達する年度の末まで ※厚労省で定める特別の事情がある場合を除き、2回まで分割して取得することが可能 契約職員の場合は、原則、子が1歳に達する日まで(2回まで分割取得可能) ※子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用の見込みがあること ※父母とも取得の場合は1歳2カ月まで、事情に応じて1歳6カ月まで、最長で2歳に達する日まで	・ 育児休業申出書☆ ・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ) (育児休業開始日の1ヶ月前まで) 提出先: 人事グループ	人事グループ	育2条ほか 契45条ほか
育児短時間勤務 ※勤務時間の減 に応じて給与減	子の養育のため下記のいずれかの勤務形態において希望する日・時間帯に勤務することができる制度 ① 1日3時間55勤務を月～金曜日 ② 1日4時間55分勤務を月～金曜日 ③ 1日6時間勤務を月～金曜日 ④ 月～金曜日のうち1日7時間45分勤務を3日間 ⑤ 月～金曜日のうち1日7時間45分勤務を2日間、1日3時間55分勤務を1日間	子の小学校就学前まで ※配偶者が育児休業・育児短時間勤務・育児時間を取得している場合も取得可能 ※配偶者が専業主婦(夫)である場合も取得可能	・ 育児短時間勤務申出書☆ ・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ) (開始予定日の1ヶ月前まで) 提出先: 人事グループ	人事グループ	育11条ほか

<助成金関係>

通称	制度の概要・期間等	期間・条件等	提出書類	提出先・担当
育児休業給付金	育児休業をした職員の休業中の1月ごとの給与が休業する前に支給されていた1月の給与の8割に達しない場合、支給される給付金	子が1歳に達するまで ①休業開始前2年間の間に1ヶ月に11日以上働いた月が12ヶ月以上あること ②休業した日数が1月20日以上であること(1月の間に育児休業を開始し終了した場合はこの限りではない) ③子の1歳の誕生日の前日を超えて引き続き雇用見込があること(ただし、子が1歳6月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかな場合を除く)	・ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書 ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 ・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ) ・ 振込先口座の通帳の写し	人事グループ (公共職業安定所)
出生時育児休業給付金	子の出生後8週間以内の育児休業を取得した職員の休業中の1月ごとの給与が休業する前に支給されていた1月の給与の8割に達しない場合、支給される給付金	子の出生日から8週間を経過する日までの翌日までの期間内で、4週間(28日)以内の期間 ①休業開始前2年間の間に1月に11日以上働いた月が12ヶ月以上あること ②休業期間中の就業日数が最大10日以下であること	・ 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書 ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 ・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ) ・ 振込先口座の通帳の写し	人事グループ (公共職業安定所)
出生後休業支援給付金	「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」の支給を受ける方が、両親ともに一定期間内に通算して14日以上育児休業(産後パパ育休を含む)を取得し一定の要件を満たすと支給される給付金	「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと	※育児休業給付金または出生時育児休業給付金の支給申請と併せて申請	人事グループ (公共職業安定所)

＜育児休業中（無給となる間）の給与等に係る諸手続＞

事項	制度の概要	提出書類	提出先・担当
住民税の 特別徴収	無給となる育児休業期間は住民税の特別徴収（給与から天引）はできないので、普通徴収（本人が納付）となる	なし（給与・共済グループより市町村に提出）	給与・共済 グループ（給与）
共済掛金の免除	産前・産後休暇、育児休業中は申出終了日の翌日の属する前月まで掛金が免除される	・ 産前産後休業期間掛金免除申出書 ・ 育児休業期間掛金免除申請書☆	給与・共済グループ （共済）
養育特例	3歳未満の子を養育している間、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴って標準報酬月額が低下した場合、子を養育する前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる。	3歳未満の子を養育する旨の申出書	給与・共済グループ （共済）

<育児休業中(無給となる間)の給与等に係る諸手続つづき>

事項	制度の概要	提出書類	提出先・担当
共済貯金・団終保険等の中断	無給となる育児休業期間中は給与から共済貯金・団終等の控除はできないので中断となる。ただし、・団終は加入年数やコースによって、脱退となることがある。	貯金：積立中断・復活申込書(Web 申請) 団終：団体積立終身保険事業払込中断(中止)通知書 または脱退通知書兼一時金請求書	給与・共済グループ (共済)
財形貯蓄の中断	無給となる育児休業期間中は給与から財形貯蓄の控除はできないので中断となる	・ 財産形成貯蓄変更依頼書	給与・共済 グループ(給与)

<育児休業(育児短時間勤務・育児時間等)を取得した場合の給与及び退職手当について>

給 与 1. 休業期間(時間)については支給しない。ただし、育児短時間勤務を行う場合は、勤務時間数に応じた給与を支給する。

2. 期末・勤勉手当については、基準日前6ヶ月以内の期間で勤務した期間があればそれに応じて支給する。

3. 育児休業期間中は昇給しない。ただし、育児休業期間中であっても昇給日(1月1日)前1年間の勤務した期間に応じて昇給する場合がある。

この場合も復職時において育休期間は勤務した期間と見なして号俸が調整されるので、結果として休業しない場合と同様となる。

退職手当 退職手当の調整額あるいは、勤続期間の計算に影響が出る場合がある。

<女性職員(契約職員を含む)が家族の妊娠出産時に利用できる制度>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
育児参加休暇 (特別休暇・有給)	子・子の配偶者の出産時に生まれる子及びその兄弟姉妹(小学校就学前の子)を養育するために取ることができる休暇	母子手帳が交付された日から出産後 1年の間に合計5日間	勤怠管理システムより特別休暇を申請	職員グループ	勤21条第1項十号

* 就 国立大学法人岩手大学職員就業規則

契 国立大学法人岩手大学契約職員就業規則

勤 国立大学法人岩手大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規則

育 国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則

労 労働基準法

○妊産婦の就業が制限される有害業務

	業務の種類	妊婦	産婦	その他
1	一定重量以上の重量物を取り扱う業務(満16歳未満:断続12Kg・連続8Kg、満16歳以上満18歳未満:断続25Kg・連続15Kg、満18歳以上:断続30Kg、連続20Kg)	×	△	○
2	ボイラーの取扱いの業務	×	△	○
3	ボイラーの溶接の業務	×	△	○
4	つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚荷装置の運転の業務	×	△	○
5	運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○
6	クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(二人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く)	×	△	○
7	動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○
8	直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く)又はのこ車の直径が七十五センチメートル以上の帯のこ盤(自動送り装置を有する帯のこ盤を除く)に木材を送給する業務	×	△	○
9	操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○
10	蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○
11	動力により駆動されるプレス機械、シヤー等を用いて行う金属加工の業務	×	△	○
12	岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を供給する業務	×	△	○
13	土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務	×	△	○
14	高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	△	○
15	足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く)	×	△	○
16	胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○
17	機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
18	鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	×		
19	多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
20	著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
21	多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
22	著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
23	異常気圧下における業務	×	△	○
24	さく岩機、鉋打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	△	○

